

会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成30年1月26日（金） 10時15分～11時15分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	道山 治延（会長） 竹本 安伸（副会長） 東 隆也 藤井 チヨ子 湯村 しおり
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 西原 一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。
事務局	（資料に基づき説明）
会長	質問や意見はないか。
委員	2ページにパーソントリップ調査のアンケートの回答が少なかったとあるが、どれくらいの回答率だったのか。
事務局	県が実施しているアンケート調査であり、分析に必要な回答数に達しなかったため再度アンケートをする必要があるとの連絡があったものであるが、回答率についての報告は受けていない。
会長	他に質問等はないか。
委員	警察からの捜査のための照会については、利用目的はどの程度具体的に示されているのか。
事務局	文書で照会があるが、捜査内容などの具体的な記載はない。
委員	警察を信用して提供しているのか。
事務局	警察からの照会は全て回答しているわけではなく、必要以上の情報を提供しないように、誰のどの情報かを特定して照会してもらうようにしている。
会長	他に質問等はないか。
委員	外部提供報告書の提供の方法欄に回答書となっているものや文書となっているものがあるが、違いは何か。
事務局	回答書は外部提供先から送られてきた様式に記載をして回答したものであり、文書は市で回答の文書を作成したものである。
委員	外部提供報告書に総務課と記載されているが、総務課は

事務局 会長 委員	企画総務部総務課や消防本部総務課など複数あるため、部等名も記載したほうがよいのではないかと。 次回から部等名も記載するようにする。 他に質問等はないか。
事務局	2ページのアンケート対象者の情報を県に提出するのであれば外部提供ではないのか。
委員	パーソントリップ調査での保有個人情報の目的外利用及び外部提供については、平成17年に審議会で諮問し、目的外利用等をしてよいとの答申を受けている。今回も同様の内容であったため、目的外利用の報告を行ったものだが、外部提供の報告も必要だったと思われる。
事務局	パーソントリップ調査での個人情報の利用の方法が電磁的記録媒体等となっているが、別のアンケートではタックシールとなっている。この違いは何か。
委員	通常アンケートでは、タックシールを提供し、それを使用することで提供先に個人情報が残らないようにしている。パーソントリップ調査は県が行っているものであり、タックシールではなくデータでの提供をするようになっているため、電磁的記録媒体で提供を行ったものである。
事務局 委員 事務局	アンケートにおいて電磁的記録媒体等での提供はレアケースになるのか。 はい。 データを渡すことになるが、何か縛りはあるのか。
会長 委員全員	契約書等により個人情報を適切に取り扱うこととしている。なお、調査実施後は個人情報のデータを回収する。 他に質問等はないか。 <なし>
会長	議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説明を。
事務局 会長	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。
事務局 委員	18ページの医療費扶助事務を行っている法令の根拠は何か。 学校保健安全法に基づく事務である。
事務局 委員 事務局	本人外収集の類型の1-(5)は、病院が収集するものではないのか。 市が病院等から収集するものとなっている。 本人外収集の類型の根拠は何か。 個人情報の本人外収集は原則できないが、例外規定として、大牟田市個人情報保護条例第7条第2項第7号に実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるときは収集できるように規定されている。それに基づき審議会に諮問し、公益上必要があると答申を得たものをまとめたものである。
委員 事務局 会長 委員全員	実施機関に教育委員会は含まれるのか。 はい。 他に質問等はないか。 <なし>

会長	以上で審議会を終了する。
----	--------------